

意見書

情報公開・個人情報保護審査会に諮問庁から提出された理由説明書について以下に意見致します。

理由説明書の 2 の (1) についての反論 (以下理由説明書の 2 の (1) の抜粋)

(1) 宮崎県における口蹄疫の発生概要

宮崎県において、昨年 4 月 20 日、国内では 10 年ぶりに口蹄疫の発生が確認された。発生農場は計 292 農場に及び、患畜等以外の家畜に殺処分を前提としたワクチン接種を行ったことから、殺処分家畜は約 29 万頭に至り、我が国の畜産業に甚大な被害をもたらした。

そもそも口蹄疫の防疫対策は、家畜伝染病予防法第三条の二（特定家畜伝染病防疫指針）の規定により作成された口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下指針）に基かなければならない。口蹄疫ワクチン接種による防疫措置は指針第 2 の 7 に定められている。（以下抜粋）

「7 ワクチン 都道府県知事は、殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難であると判断された場合であって、早期の清浄化を図る上で必要がある場合に、法第 31 条の規定に基づき、以下のとおりワクチン接種を実施することとし、接種を行った家畜については、接種を行った旨の標識を付し、その移動を制限する。」

家畜伝染病予防法に於いて口蹄疫の患畜以外の家畜は、と殺義務の対象とされていなく、口蹄疫ワクチン接種動物については、口蹄疫ウイルスの検査が可能であるから殺処分を前提にすることがおかしい。(独)動物衛生研究所の坂本研一研究管理監（牛豚等疾病小委員会 第 10 回 に出席）は、OIE 動物疾病科学委員会の委員として口蹄疫ワクチン接種し口蹄疫を予防している国や地域の清浄国認定を行っている。ワクチン接種清浄国は、口蹄疫ウイルスがないという点でワクチン不接種清浄国と科学的に同じである。ワクチン接種清浄国の認定は、ワクチン接種動物の口蹄疫ウイルス感染の有無が抗体検査で可能であ

ることが前提となっている。

第13回牛豚等疾病小委員会概要には、「感染抗体とワクチン抗体の識別が困難であることなどにより防疫上の支障を来すおそれがある」とあるが、事実では無い。殺処分を前提としたワクチン接種について東国原宮崎県知事が自身のブログで朝日新聞2010年7月23記事 をとりあげ、次のように書いている。

「OIEの国際規約では「汚染国」と認定された国が発生の恐れがない「清浄国」に戻るには①殺処分だけの場合は感染例がなくなってから3ヶ月後、②殺処分に加え、ワクチン接種をした場合は接種された動物を殺処分してから3ヶ月後となっていた。だがOIEは02年の総会で、ワクチン接種した家畜に自然感染による抗体がないことを証明すれば6ヶ月後に清浄国に戻れる「第3の選択肢」を加えた。その場合、殺処分は接種した家畜全てではなく自然感染による抗体があるものだけでよいという。ワクチン接種実施（本県はマーカーワクチン採用）のとき、ワクチンを打ったらとにかく殺処分としていた国の主張・対応はどうなるのか？ならば、今回どうして殺処分ありきになってしまったか」（抜粋）

このような根本的な疑問について農水省は、国民に一切説明していない。また牛豚等疾病小委員会の寺門誠致委員は、2000年に宮崎県で発生した口蹄疫について当時国の家畜衛生試験場口蹄疫対策本部長として纏めた報告書のなかで「口蹄疫ウイルスが豚に感染するときわめて大量のウイルスを排泄し、大規模な流行を招来する」と記述している。ところが4月28日の牛豚等疾病小委員会の概要では「豚での発生は感染拡大につながりにくい事例と考えられる～」とされている。養豚業密集地域で感染拡大し殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難となってもワクチンが使用されず、ワクチン接種が検討された第13回牛豚等疾病小委員会の時点ですでに殺処分の対象となった牛や豚の数が11万4千頭を超えていた。

牛豚等疾病小委員会が本来の責務を果たす議論を行ったかどうか議事録を公開し透明性を確保したうえで国民の的確な理解と批判を受ける責任がある。

理由説明書の2の(2)についての反論（以下理由説明書の2の(2)の抜粋）

(2) 口蹄疫発生に伴い開催された牛豚等疾病小委員会等について

牛豚等疾病小委員会とは農林水産省内に設置されている、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会に置かれている小委員会であり～中略～本小委員会は口蹄疫ワクチン接種など過去に前例のない防疫対策を実施するため、昨年4月の宮崎県における口蹄疫の発生以降、計6回開催（第10回～15回）した。これら6回の開催については、その内容が個人情報、企業に係る情報及び疫学関連情報（原因究明等に要する情報）を基に、国が行う防疫対策等について議論がなされたことから、食料・農業・農村政策審議会議事規則第3条第2項ただし書きの理由に基づき、会長が非公開としたものである。

会長が非公開としたとの主張は、根拠が無い。食料・農業・農村政策審議会の熊倉功夫会長によれば、小委員会については部会長に委ねられており、会長は関与していない。また食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会の部会長については、三村優美子氏が持ち回りで選任されているうへ平成21年から一度も会議が開かれておらず実態が無い。さらに、牛豚等疾病小委員会（第10回～15回を含む）の小委員長であった田原健氏によると牛豚等疾病小委員会はもともと非公開であり、同氏の4年間の任期中に牛豚等疾病小委員会は、一度も公開されたことが無く、会議の非公開について小委員長に諮られたこともない。小委員長が事務方より会議の非公開理由の説明を受けたこともないという。

食料・農業・農村政策審議会令、食料・農業・農村政策審議会議事規則、および食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会運営内規には、小委員会の会議の非公開に関する規則が無いが、これは審議会等の整理合理化に関する基本的計画(平成11年4月27日閣議決定)に違反している。以下同計画別紙3 審議会等の運営に関する指針（抜粋）

3. 議事

(1) 規則の制定

審議会等は、下部機関の設置、定足数、議決方法、議事の公開、その他会議の運営に関し必要な事項を規則の制定等により明定するものとする。

理由説明書の3の(2)についての反論（以下理由説明書の(2)の抜粋）

3 原処分を維持する理由

(2) しかしながら、以下の理由から、処分庁が判断した原処分は妥当である。

① 情報公開法第5条第1号及び第2号（個人、法人等に関する情報）

平成22年11月24日付で公表された「口蹄疫の疫学調査に係る中間とりまとめ」においては、異議申立書に記載されているとおり調査方法は公開しているものの、氏名、法人名等の情報は、一切記載されていない。

他方で、本小委員会においては、具体的な個々の氏名、法人名に言及した議論が行われており、これらは、情報公開法第5条第1号及び第2号において原則不開示とされている「特定の個人・法人を識別できる情報」に該当する。

② 情報公開法第5条第6号（事務または事業に関する情報）

本小委員会は、牛豚等の疾病が専門的、技術的な助言をすること等を所掌事務としているが、当該助言等は、国・県が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、
ア 個人の財産である家畜に対し殺処分を強制したり、
イ 発生農場以外の周辺の感染していない農場の家畜の移動制限を行ったりする
など他に類例のない程の強制的な権限を個々の生産者に行使するための前提として行われるものであり、その責任・重要性は極めて重いものがある。

このように、仮に、今後の政策の在り方等について一般的な議論を行う他の審議会等と性質を異にしている本小委員会における個々の委員の詳細な発言内容を開示することとした場合、委員が議論の過程における一発言にまで論難され、責任を問われることをおそれるがあまり、本来、専門的・技術的な観点から活発になされるべき議論が十分になされなくなるおそれが極めて高い。

このため、本小委員会の議事録は、情報公開法第5条第6号において、不開示となる「公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当する。

なお、本小委員会における大まかな議論の概要については、毎回、議事要旨としてとりまとめ、速やかに公表しているところである。

3の(2)の①については、本件異議申立書4.異議申し立ての趣旨のなかで（個人情報、企業や団体に関する情報のうち個人名、企業名及び住所は除く）と明記している。

さらに本件異議申立書(4)の②では「行政機関の保有する情報の公開に関する

法律第5条第1のロ、第2にあるとおり人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を含む調査結果も公表されている」と記述した。仮に「本小委員会においては、具体的な個々の氏名、法人名に言及した議論が行われており、これらは、情報公開法第5条第1号及び第2号において原則不開示とされている「特定の個人・法人を識別できる情報」に該当する。」との主張が正しいのであれば、口蹄疫疫学調査チーム、口蹄疫対策検証委員会の報告書は、違法であることになる。

本来家畜伝染病は、公示が義務付けられている。以下家畜伝染病予防法施行規則の抜粋

(患畜等の発生の公示)

第二十四条 法第十三条第四項 又は第五項 の規定による公示は、家畜伝染病の種類及び家畜の種類ごとに次に掲げる事項につきしなければならない。

- 一 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数
- 二 発生の場所又は区域
- 三 発生年月日
- 四 その他参考となるべき事項

上記の通り理由説明書の3の(2)の①は根拠が無い。

3の(2)の②について「ア 個人の財産である家畜に対し殺処分を強制したり、イ 発生農場以外の周辺の感染していない農場の家畜の移動制限を行ったりするなど他に類例のない程の強制的な権限を個々の生産者に行使するための前提として行われるものであり、その責任・重要性は極めて重いものがある。」とするのであれば、本小委員会の議論は、尚更透明性が担保されなければならない。

しかしながら記述してきた通り、ワクチン接種を動物の殺処分の前提とした必要性、正当性、妥当性について説明責任が果たされていない。

「委員が議論の過程における一発言にまで論難され、責任を問われることをおそれるがあまり、本来、専門的・技術的な観点から活発になされるべき議論が十分になされなくなるおそれが極めて高い」という主張は、行政機関の保有

する情報の公開に関する法律の目的と矛盾した詭弁である。

また、諮問庁が不開示とした理由に於いて上記の説明は、なされていない。

「本小委員会における大まかな議論の概要については、毎回、議事要旨としてとりまとめ、速やかに公表しているところである。」との説明であるが、第 10 回～15 回の議事要旨は、公表されておらず、公表しているのは概要と称したものである。食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会、各小委員会等の記録は、議事録、議事要旨、議事概要、概要、このように異なった形となっている。議事要旨及び議事概要は、委員の議論内容が判るものであり、概要は結論しか判らない。

情報公開・個人情報保護審査会に諮問庁から提出された理由説明書は、嘘だらけの杜撰なものであり、主権者を愚弄するものであり遺憾の意を禁じえない。